

# 平成26年度第2回熊本県環境影響評価審査会

## 議 事 概 要

### 1 日 時

平成26年12月18日（木）午後1時10分から午後3時まで

### 2 場 所

有明町民センター視聴覚室

### 3 出席者

#### (1) 熊本県環境影響評価審査会

井上委員、大坪委員、副島委員、高野委員、田中綾子委員、田中均委員、中村委員、濱委員、逸見委員、村上委員、山本委員（15人中11人出席）

#### (2) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

村山局長、國徳審議員、橋本課長補佐、小林主任技師、宮崎主事

#### (3) 事業者等

8人

#### (4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

### 4 議 題

(1) 環境影響評価審査会の運営（会長及び会長職務代理者の選出）について

(2) 天草広域連合「新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書」について

### 5 議事概要

(1) 環境影響評価審査会の運営（会長及び会長職務代理者の選出）について

事務局（環境保全課）から、熊本県環境影響評価条例施行規則第58条第1項の規定により環境影響評価審査会会長は委員の互選により定めることとなっていることを説明後、委員に推薦を求めたところ、逸見委員が推薦され、他の委員も了承したことから、逸見委員が会長に就任された。

また、会長職務代理者は熊本県環境影響評価条例施行規則第58条第3項の規定により会長が指名することとなっているため、逸見会長から村上委員を指名され、了承された。

(2) 天草広域連合「新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書」について

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要の説明、熊本県環境影響評価条

例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、事業者等（天草広域連合及び委託先である（株）エイト日本技術開発）から、方法書についての説明が行われた。主な質疑等については以下のとおり。

- |     |   |
|-----|---|
| 委員  | それでは質疑に入る。<br>ただいまの説明に対して質疑はあるか。  |
| 委員  | 今説明があった資料と方法書に書かれている調査期間が違う点がある。例えば悪臭の調査期間は方法書では「梅雨季及び夏季の各1回」とあるが、先ほどの説明では「施設の稼働が定常的な状態となる時期」とある。これは水質についても同様であり、その確認させてほしい。                                |
| 事業者 | 調査については、パワーポイントの資料にも「梅雨及び夏に各1回」と記載している。「施設が定常に稼働している時期」というのは予測対象時期のことであり、予測の時期としては施設が定常的に稼働している時期とか、工事中の最大である時期とかを対象としている。<br>調査と予測を交互に説明したことで分かりづらかったかと思う。 |
| 委員  | 今の回答でよろしいか。ほかにあるか。  |
| 委員  | スライド P56 の動物の調査地点だが、そこには四季を基本としてと記載されており、曖昧な表現となっている。方法書にはどの時期は記載してあるのか。どの季に何回、どれくらい調査するのか。   |
| 事業者 | 本日は限られた時間であったため、パワーポイントの資料にはまとめて記載している。方法書の中では各項目、哺乳類とか鳥類毎にいつ何か所で実施するのか記載している。本日は時間が限られているからまとめて記載したもの。   |
| 委員  | ほかにあるか。   |
| 委員  | もう一点よろしいか。<br>水質の調査地点があったが、水がどの方向に流れるのかというのはどこかに書かれているのか。例えば道路沿いに流れるものはどのルートで道路沿いに流れていくのか。  |

事業者 これは主に搬入路側の斜面の降雨は南西側に流れて、国道324号の側溝に入って、その側溝がずっと流れていくもの。

委員 よろしいか。ほかにあるか。

委員 文化財についてお尋ねする。文化財の包蔵地というのは、方法書のP3.61にあるように周知の包蔵地という史跡がここにあるという地図を整理されているが、これは目安でしかない。今わかっている現段階の範囲ということで、これは調査が進んで、遺跡が広がったなという時は毎年更新されていくものである。この方法書に文化財の調査手法が記載されていない。今の方法書では包蔵地も外れており、指定文化財もはずれているから問題ないのではないかとしか読み取れない方法書になっているかと思う。

事業者 そのような判断では文化財を選定しないということになるが、今回予測として環境影響評価項目に選定しており、当然これから情報等が更新されていくと思うため、これから1年間他の項目も合わせて調査をしていく間に、その間に新たに公開された情報を収集して整理していく。

委員 そこを大変懸念していて、本日の説明ではそれがわかるが、方法書に記載されていないことが問題なのではないか。

事業者 はい。

委員 関連するのだが、重要な地形及び地質も周辺部分を含めて考えていただかないといけない。地形は繋がっている。選定しなかった項目に入っているが、この周辺は重要な地形・地質があるため、大まかにでも見てもらわないといけないと思う。

事業者 そのような御指摘があれば、そのような内容も検討して参りたい。

委員 少なくとも地質図みたいなものが方法書の中にあれば考えるが、そのようなものがないため、考えて欲しい。  
はい、どうぞ。

委員 パワーポイントのP27のところ、「廃棄物の発生」というところに●がついており、最終処分場の存在・稼働にも●がついているが、

この「廃棄物の発生」とは何を指しているのか。逆に「焼却施設の存在・稼働」の方に●をつけるべきではないのか。

**事業者** そのとおり。恐らく廃棄物の発生というのは参考項目だが、処分場の存在を分けたときに、焼却施設の存在・稼働の方に●をつけるべきところを誤って残してしまった。

**委員** これは施設がいくつもあり、それぞれに評価しないといけないのを一括でしてしまっているのが問題と考えられ、そこが整理されていないものとする。

**事業者** 誤っているところがある。

**委員** 今の説明では、焼却施設での残さは最終処分場に行くということでいいのか。その辺が一緒になっているからわかりにくいのか。

**委員** 一事業に対してであれば、廃棄物の発生というだけで良かったのだが、このように二つに分けた時にきれいに整理されていないということ。「廃棄物の発生」の●を「焼却施設の存在・稼働」に移動させるということでもいいか。

**事業者** それでよい。

**委員** どうぞ。

**委員** 書類を見ると断層地形ばかりである。地質もそうだが、方法書のP3.18を見てもらえばわかるのだが、ここに花崗岩質岩というのは貫入岩として入っている。こういった北東から南西方向に延びるような一つの大きな断層があり、そこに貫入岩が入ってきている。それよりもっと新しいものが、北西方向から南東方向に向かって断層があることが地形図上から読み取れる。学術的に重要な地形がないとして、項目から除外するのではなく、懸念されるような地形・地質があれば広域的な範囲で調査すべきではないか。また、今日の現地では、地層の伸びを走向と言うが、走向と傾斜が急変しているところがある。まったく逆向きを向いているようなところがあり、そういったところは断層が走っており、そのようなところを適正にチェックをした上でしなければ、そのようなところに盛土し、地震が起こった時に、一番被害が出るため、調査項目から外したというのは

いかななものかと感じた。

委員

これにはすぐには回答できないですね。  
ほかに。

委員

P66 の人と自然との触れ合い活動の場の調査地点だが、本日視察した須子漁港とかは調査地点に入れなかった理由は何があるか。

事業者

須子漁港については、漁港としての活用はあるが、一般の方が商業的、観光的に立ち入ることはなかったため、調査地点として設定しなかった。

委員

この近くに別荘地とか住宅があるため、漁港は基本的に釣りや観光の船が通るということもあるため、この漁港周辺を調査地点に入れた方がいいかと思う。

事業者

考慮してみる。

委員

ほかにあるか。

委員

先ほど現地調査の時に他の委員から御指摘があったが、海からというか船から見る景観というのは対象にしないのか。

また、天草は観光が重要な地域であり、調査範囲が 4km となっているが、バイパスの脇から見える景観というのは必要ないのか。

事業者

バイパスの途中で人が降りて写真を撮ることが可能かということがあるため、可能かどうか検討する。可能であればやりたいと思う。

委員

ビデオかなんかで撮ってもらって静止画にするということも考えられる。

事業者

可能であればやりたいと思う。

委員

現地を歩いた時に、ここは鳥達にとっていい湿地があるなと思ったのだが、お願いしたいのだが、そこを適正に調査して欲しいと考える。そのために、事前にどれくらい事前調査をされたのかと思ったのだが、植物については群落についての記載が全然ない。天草にとって海岸線の植物やいい林がいっぱいあり、天草は自然が残って

いる場所というイメージがあるため、群落についての記載がまったくないというのはいかなるものかと思っている。

鳥についても今までの調査のデータを引用してあるが、まだまだこんなものじゃなく色々たくさんいると考える。四季を通じてということだが緻密な調査をお願いしたい。また、昆虫の中でも現地及び周辺に貴重な種がいるため、緻密な調査をお願いしたい。

委員

方法書に記載されている植物も動物もそうだが、いる可能性がいるというリストで、もっともっと思えるので、それは意見として後日書いていただければと思う。

本日現地の下の方が見れなかったのでのどのような調査が必要かイメージできないのだが、特に生態系と植物のところには工事濁水に伴う水生植物への影響あるが動物にはない。湿地とはどのような湿地なのか。きちんとした湿地があるならば水生昆虫なり動物なりがいると思う。水路にしても雨の時しか水が流れないと言われても見てもいないのにわからない。どの程度把握しているのか。細かな植生図がなければ判断できないところもある。

事務局

本来は本日の現地調査の際に下も見ていただきたかったのだが、下へのルートがなく行程上の問題から本日は上からだけとなった。

今後詳細な調査に入って、その結果がどうかということだが、まず方法書の審査段階でも湿地の状況は重要かと思うため、後日事務局と事業者で相談し、現地の写真を撮影し、各委員に送付するということで了解いただけないか。

委員

よろしいか。下の状況がわからなければ意見も書けない。水路は本当に水が流れていないのか疑問。可能性があるのであればそれも調査項目に入れた方がいいということになる。

事務局

12月中に写真を撮って各委員にメールで送付させていただく。

委員

そのような形でお願いします。  
ほかにはあるか。

委員

施設に洗車場があると思うが、洗車した排水はどのように処理されるのか。また、底質は調査されないが、湾や浜のところでは土砂が溜まり、底質に蓄積して長期的に何か起こるのではと思うのだがどうか。

事業者 底質については、基本的には本施設では雨水の一部しか放流しないということから底質に影響しないということから選定していないこととしている。雨水だけでも影響するのではないかということであれば、底質の方も実施を検討したい。

事業者 洗車場の排水の処理は調査させていただき、検討させていただきたい。

委員 ほかにあるか。

委員 地下水について、最終処分場の存在・供用のところで調査のみを水質で行うとあるが、これは遮水工があるため評価しないということだと思うが、なぜ水質を調査されるのか。

事業者 遮水工をするため影響がないと思うが、将来的に何か地下水に影響が出た時の比較対象として、施設を作る前に調査をするもの。

委員 それにしては、調査位置が通常の処分場の上流・下流の位置に置かれていないため、どういう目的かわからない。

事業者 事前の調査として、この施設全体としての上流・下流として考えた。もしそれが好ましくないということであれば、処分場の上流・下流で行うことも検討したい。

委員 水位は全体にかかるため、今のポイントで必要かと思うが、水質に関しては処分場ができた後に使えるようなデータかどうかは疑問がある。後で使うためには、上流と堰堤の下流で調査しなければ評価できないのではないかと思う。

事業者 廃棄物処理法では、処分場の上流と下流に地下水の調査地点を設けることとなっている。当該地は、三紀層の地層が広がっており、地下水を求めるのは難しい土地である。近隣の赤崎で簡易水道を作る際は、岩盤と上の層の間の伏流水を利用して水を撮るように、有明全部がそのような土地であり、本当の地下水を求めるのは難しい土地である。

委員 位置関係がわからない。

事業者 上流側の水と下流側の水と言っているが、先生が言うとおりの処分場設置場所の上流側と下流側の水とはかなり異なるかと思う。

委員 方法書の P2. 13 に施設配置概念平面図があるが、この建物や多目的広場の位置等はどれくらい変わる可能性があるのか。煙突の 59 m も変わる可能性があるのか。どの程度変わる可能性があるのかわからなければ、意見が言えない部分もある。

事業者 今のところ、方法書に記載の図面で進めていくこととしているが、進入路と多目的広場のところは、範囲が広くないとおさまらないということで南側に広げたが、その他のところはこの計画で進めていく予定。

委員 おさまらないというのは、何がおさまらないのか。

事業者 実際に測量ができていないので、等高線の読み間違いもあり、進入路の道路横断から範囲を変更したもの。

委員 少なくともこの図面に対して意見を出すということでわかった。ほかにあるのか。

委員 方法書の中で管理型とあるが、管理型とは産業廃棄物で使用し、一般廃棄物では使用しない。産業廃棄物も入れるのか。

事業者 厚生省と環境省の合同命令で、産業廃棄物の処分場は、遮断型と管理型と安定型がうたってある。一般廃棄物の処分場は本来有害物質が入ってくることはないとして、管理型の構造基準が適用されている。そのため、直接管理型と言っているのか不明だが、管理型という表現を使用している。

委員 誤解を招くかと思うため、分類上適切に記載すべきかと思う。例えば、一般廃棄物最終処分場であれば、ガス抜きとかを作る準好気性とするのか、嫌気性でメタン回収するなどそのような方式になってくる。一般廃棄物の最終処分場は産業廃棄物の管理型最終処分場と同等の施設を持っているけれども、施設名称として、処理方式として管理型と書くのは誤解を与えると思ったので確認のため意見を

述べたもの。

**委 員**

確認だが、ここに産業廃棄物が入らないということでもいいのか。  
また、現在稼働の5施設でも産業廃棄物を扱っていないということ  
でもいいのか。

**事業者**

産業廃棄物の受け入れは行わない予定。名称も含め、再度確認、  
検討する。

**委 員**

ほかにあるか。まだ意見がある場合は意見書として御提出いただ  
ければと思う。

ほかにならないようであれば、審議は以上で終了する。

※配付資料

- ①会議次第
- ②パワーポイント説明資料
- ③今回のアセス案件に係る意見照会
- ④熊本県環境影響評価審査会の日程調整について（照会）